

徳島県選挙管理委員会告示第六十号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和七年七月九日から施行する。

令和七年七月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長

岩 丸 正 史

一の表59の項中「田舎病院」を「阿部大瀧病院」に改める。